別表六の二（二十五）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（二十五）付表　前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第68条の15の８第１項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
			1	2
第６号	：　：	①	別表六の二(十)「30」　円	円
	：　：	②	別表六の二(十)「31」	
	計	③		
第７号	：　：	④	別表六の二(十一)「31」	
	：　：	⑤	別表六の二(十一)「32」	
	：　：	⑥	別表六の二(十一)「33」	
	：　：	⑦	別表六の二(十一)「34」	
	計	⑧		
第14号	：　：	⑨	別表六の二(十八)「30」	
	：　：	⑩	別表六の二(十八)「31」	
	計	⑪		
第15号	：　：	⑫	別表六の二(十九)「31」	
	：　：	⑬	別表六の二(十九)「32」	
	計	⑭		
平成30年改正前の第５号	：　：	⑮	別表六の二(八)「30」	
	：　：	⑯	別表六の二(八)「31」	
	計	⑰		
震災特例法第25条の２第３項、第25条の２の２第３項又は第25条の２の３第３項	：　：	⑱	別表六の二(二十三)「36」	
	：　：	⑲	別表六の二(二十三)「37」	
	：　：	⑳	別表六の二(二十三)「38」	
	：　：	㉑	別表六の二(二十三)「39」	
	計	㉒		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）